

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
私の父が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた。しかし、昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの 1 年間の保険料だけが未納となっている。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立人が第 2 回特例納付制度を利用して申立期間前後の昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の保険料について特例納付していることが確認できるが、当初未納となっていた 44 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料を納付する場合、申立期間の保険料を納付せずに、その後の期間である 46 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料のみを納付するとは考え難い。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間直後の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの保険料については、平成 21 年 4 月 21 日に納付記録が追加されていることから、行政側の申立人に係る記録管理が適正に行われていなかったものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 49 年 7 月ころと考えられ、A 市が管理する被保険者名簿により時効未到来期間である 47 年 4 月から 49 年 3 月までの保険料を、49 年 7 月 10 日に過年度納付していることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月までの期間について申請免除とされ、同年 4 月から 62 年 3 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 59 年ごろに、A 市役所か B 町役場において、妻が、申立期間①の未納であった保険料について相談したところ、10 年前までさかのぼって納付することができると言われたので、母からの援助と手持ちのお金を合わせて、私と妻の申請免除になっていた申立期間①の保険料 100 万円くらいを納付した。

また、申立期間②及び③については、妻が、夫婦二人分の保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間①について申請免除とされ、申立期間②及び③の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間③の前後の保険料を、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの分は平成元年 10 月 2 日に、昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの分は平成 2 年 1 月 31 日に、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの分は 2 年 7 月 2 日に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立期間③の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間③は、3 か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 59 年ごろに、その妻が、申立人とその妻の申請免除になっていた 53 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料 100 万円くらいを納付したと主張しているが、仮に、申立期間①の保険料を申立てどおりに納付したとすると、この時点では、申請免除期間内であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、昭和 59 年に、約 1,700 万円をかけて住宅を新築しているところ、当時の貯金していた自己資金は約 300 万円であり、残りはローンであったと主張していることから、住宅取得に係る諸経費（不動産取得手続費用、登記料等）を考慮すると、住宅新築と同時期に、申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

3 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成元年 10 月 2 日に、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの保険料を過年度納付しているほか、平成元年 10 月 3 日に、同年 4 月から同年 10 月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間②については時効により保険料を納付することができない。

4 申立人は、その妻が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間①及び②当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、その妻も申立期間①が申請免除及び申立期間②の保険料が未納となっている。

また、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間①の保険料を追納及び申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 53 年 4 月から 60 年 3 月までの期間について申請免除とされ、同年 4 月から 62 年 3 月までの期間、同年 4 月から同年 6 月までの期間及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和 59 年ごろに、A 市役所か B 町役場において、私が、申立期間①の未納であった保険料について相談したところ、10 年前までさかのぼって納付することができると言われたので、義母からの援助と手持ちのお金を合わせて、私と夫の申請免除になっていた申立期間①の保険料 100 万円くらいを納付した。

また、申立期間②、③及び④については、私が、夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、事実、夫の申立期間③の保険料については納付済みとなっている。

このため、申立期間①について申請免除とされ、申立期間②、③及び④の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間③におけるその夫の保険料については、平成元年 8 月 22 日に、未納であったものが納付済みの記録に変更されていることが確認できることから、申立人に係る申立期間③の保険料については納付したものと推認できる。

2 申立期間④について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間④の前後の保険料を、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの分は平成元年 10 月 31 日に、昭和 62 年 10 月から同年 12 月までの分は平成 2 年 1 月 31 日に、昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの分は 2 年 7 月 2 日に、それぞれ過年度納付していることが確認できることから、申立期間④の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの保険料を平成元年 10 月 31 日に納付して以降、申立期間④を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間④は、3 か月と短期間である。

3 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 59 年ごろに、申立人とその夫の申請免除になっていた 53 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料 100 万円くらいを納付したと主張しているが、仮に、申立期間①の保険料を申立てどおりに納付したとすると、この時点では、申請免除期間内であることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、その夫は、昭和 59 年に、約 1,700 万円をかけて住宅を新築しているところ、当時の貯金していた自己資金額は約 300 万円であり、残りはローンであったと主張していることから、住宅取得に係る諸経費（不動産取得手続費用、登記料等）を考慮すると、住宅新築と同時期に、申立期間①の保険料を納付したとは考え難い。

4 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、平成元年 10 月 31 日に、昭和 62 年 7 月から同年 9 月までの保険料を過年度納付しているほか、平成元年 11 月 30 日に、同年 4 月から同年 10 月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間②については時効により保険料を納付することができない。

5 このほか、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を追納及び申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

6 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月1日から63年3月1日まで
② 昭和63年3月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和62年5月27日から63年7月15日までの期間のうち、62年10月1日から63年3月1日までの期間については、標準報酬月額が自分の記憶している額と大きく相違していることが判明したほか、63年3月1日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険に未加入であることが判明した。

しかし、私は、一度も退職することなくA社に継続して勤務し、毎月、給与から厚生年金保険料が控除され、厚生年金保険に加入していたはずである。

このため、申立期間①については厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②については厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間①に係るA社における標準報酬^{そきゅう}月額は、15万円であることが確認できる上、社会保険事務所において、遡及して不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

一方、A社から提出された申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書では、事業主が申立人の申立期間①に係る標準報酬月額を28万円として社会保険事務所に届出し、決定されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を 28 万円とすることが必要である。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険被保険者記録及びA社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間②のほぼすべてを含む昭和 63 年 3 月 11 日から同年 7 月 14 日まで、B社に勤務していたことが確認できる。

一方、当該賃金台帳において、申立期間②当時、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、申立期間②当時のB社の代表取締役等に照会したところ、厚生年金保険被保険者資格取得届の提出が遅れたため、申立期間②当時、社員全員が厚生年金保険に加入していなかった旨の証言が得られた。

さらに、社会保険庁のオンライン記録により、上記代表取締役及び申立人が名前を挙げている同僚を含むB社の社員全員が、申立期間②当時、申立人と同様に、同社における厚生年金保険被保険者資格を有していないことが確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、申立期間②当時、国民年金に加入しており、昭和 63 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年2月1日）及び資格取得日（同年10月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年2月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所に夫の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B本社に勤務していた昭和41年2月1日から同年10月1日までの記録が無かった旨の回答を受けた。夫は、昭和37年1月1日に入社後、平成14年6月30日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B本社発行の申立人に係る「在職証明書」により、申立人が、申立期間中、継続して同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社B本社から提出された「発令情報一覧」により、申立期間前後に、申立人の勤務地や身分等に変更が無いことが確認できる。

さらに、A社B本社に照会したところ、申立人の保険料控除については不明であるが、同社に保管されている記録上、申立人が継続勤務していたことは否定できず、それまで厚生年金保険の被保険者とされていた者について、法令等に変更が無ければ給与からの保険料控除を停止することはないとする旨の回答が得られた。

加えて、A社B本社において、申立人と同様に厚生年金保険加入記録の一部に空白の期間が見られる者二人のうち、連絡先が判明した一人に照会したところ、自身の空白の期間については、会社側の誤りであり、既に同社から金銭補償を受けたとする旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和41年1月の社会保険事務所の記録により、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から41年3月まで

昭和38年12月に会社を退職した後は、父の自営業を手伝い、父が国民年金保険料を父と兄の分と一緒に納付してくれていた。結婚する時に保険料を納付してあるからと年金手帳を渡された。社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。申立期間の保険料について、一緒に納付していた兄の分は納付済みであるにもかかわらず、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の居住地を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和41年11月から42年1月までのころと考えられ、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、その父が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から平成元年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和54年4月から平成元年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。
昭和56年10月ごろ、A町役場（現在は、B市役所）職員の自宅来訪による国民年金の加入勧奨により、夫が加入手続を行った。
加入手続以前の未納分の保険料については、C信用組合D支店で一括して納付し、加入手続以後の保険料については、納税組合を通じて納付した。
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿の申立人に係る同記号番号の払出日から、平成元年5月1日以降と考えられ、この時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付できないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、昭和56年10月ごろ、A町役場職員の自宅来訪による国民年金の加入勧奨により、その夫が加入手続を行ったと主張しているが、B市役所に照会したところ、自宅訪問による国民年金の加入勧奨は行っていなかった旨の回答が得られていることから、申立人の主張には信憑性がない。

さらに、申立人は、昭和56年10月ごろ、国民年金の加入手続を行い、加入手続以前の未納分の保険料を一括納付したと主張しているが、この時点では、特例納付制度は存在しておらず、申立期間の保険料を納付することができない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和52年5月ごろにA市役所において国民年金の加入手続を行った後、送付されてきた納付書により、一括して6万円を納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の加入日から、昭和52年5月ごろと考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人が国民年金に加入したと考えられる昭和52年5月時点では、申立期間の保険料を納付する手段は無く、仮に、その後に実施された第3回特例納付期間内に保険料を納付した場合、その保険料は申立人が納付したと主張する保険料6万円と大きく相違することから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年1月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、平成4年7月から5年1月までの国民年金保険料が未納とされていた。

私は、今までに何度か転職しているが、会社を退職した後は、その都度必ず私と妻の国民年金と国民健康保険の加入手続を行ってきた。申立期間については、私が、夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所の窓口若しくは郵便局において納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人の年金記録については、平成7年9月4日に、申立期間直後の期間の厚生年金保険被保険者資格記録が追加されていることが確認でき、事実、この時点では、申立人は、納付が可能な5年10月の保険料を7年9月19日に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、平成4年7月に会社を退職した後、自身とその妻の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録では、その妻の年金記録については、6年9月8日に、申立期間前後の期間の国民年金被保険者の資格記録が追加されていることが確認でき、これに伴い、その妻は、申立期間を含む4年8月から5年2月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、

ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 21 日から 46 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所に私の父の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和44年5月21日から48年1月21日までの期間のうち、44年7月21日から46年11月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

父は、私が中学に入学するころから高校3年になるまで、単身赴任でA社B工場で働いていた。申立期間当時の給料明細書や資料は無いものの、生前、母から、給与は毎月もらっていたと聞いていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場における雇用保険被保険者記録について、労働局に照会したところ、申立人は、昭和42年11月21日から46年1月20日までの期間及び同年2月13日から48年1月20日までの期間の2回にわたり、被保険者資格を取得しているとの回答が得られたことから、申立期間のほぼすべてについて、同社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間当時、A社B工場において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先の判明した15人に照会したところ、11人から回答があり、そのうち1人からは、申立人は、C担当として入社し、Cを研究する部署に配属され補助的な仕事をしていたとしており、また、1人からは、当時の雇用形態について、社員、臨時、嘱託等があったとする旨の証言が得られたものの、申立人の厚生年金保険の加入に関する具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間当時、A社B工場において社会保険事務を担当していた者に照

会したところ、従業員の厚生年金保険の加入の有無については、事業主がすべて決めており、申立人の厚生年金保険の加入の有無に関しても、事業主の判断による可能性がある旨の証言が得られた。

さらに、A社B工場は、平成16年7月8日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、17年6月5日に清算終了している上、申立期間当時の事業主は既に他界し、役員の連絡先も不明であることから、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、社会保険事務所が管理するA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和44年7月25日に健康保険証を返納していることが確認できるとともに、同年5月21日から同年7月21日までの期間及び46年11月1日から48年1月21日までの期間について申立人の原票は確認できるものの、申立期間について申立人の原票は見当たらない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B事業所に勤務していた昭和 19 年 4 月 1 日から 26 年 11 月 4 日までの期間のうち、19 年 4 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 19 年 4 月 1 日から 26 年 11 月 4 日までの期間において、A社B事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生労働省に申立人の軍歴記録を照会したところ、申立人は、申立期間中の昭和 19 年 7 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までの期間、出征していた旨の回答が得られた。

また、申立人と同様に、昭和 22 年 2 月 1 日にA社B事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚二人から、申立期間当時、同社同所では試用期間があった旨の回答が得られた。事実、この二人が主張する入社時期と被保険者資格取得日には、12 月ないし 16 月の相違がみられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認することはできず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 25 日から 33 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 10 月 25 日から 33 年 3 月 31 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社では、荷物の運送業務を行い、健康保険料、厚生年金保険料等が、月末払いの給与から毎月源泉徴収されていたことを記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に照会したところ、申立人の同期間における勤務状況については確認できないとしているほか、申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格に係る取得・喪失の届出及び同期間に係る厚生年金保険料の納付の有無については、当時の資料が残存していないため不明である旨の回答が得られた。

また、申立期間当時にA社に勤務していた同僚6人に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうち、4人からは、申立人が勤務していたことを記憶していない旨の回答であったほか、1人からは、申立人が勤務していたことは記憶しているが、申立人の勤務期間等については分からない旨の回答であったため、当時の申立人の勤務状況等について証言を得ることはできなかった。

さらに、回答のあった同僚のうち3人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得時期が、本人の記憶している勤務開始時期より1年ないし2年遅れているほか、そのうちの1人は、入社後1年ないし2年くらいの期間、厚生年金保険に加入していなかったと記憶している旨の証言が得られたことから、A社においては、必ずしも、社員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、同被保険者名簿では、当時、一緒に勤務したとして申立人が名前を挙げている同僚3人の名前も見当たらないことから、同社においては、必ずしも、社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B健康保険組合に照会したところ、申立人に係る健康保険の加入記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。